時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三〇圓一箇年前金六圓〇月割休刊〇時事新報社より直接に郵送スルモノハ右定價ノ外一箇月十三錢の郵送料ヲ申受ク

時事新報定價

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上
一行	六日	七日以上
一行	十三錢	十一錢
付	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものあり或は各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと雖から時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社信社にはへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社

時事新報廣告料(前金)

一行	付	十三錢 十一錢 十錢五厘

廢娼問題

近年日本の社會にては廢娼の說を唱ふるものあり或は廢娼同盟又は矯風會など稱して頻りに喋々する其理由を聞けば何れも西洋の學者間に行はるゝ陳腐の說にして取るに足るものなし今の社會には節酒會禁酒會など唱へて獨り自から奇を喜ぶものもあり習なれば世の無駄に苦しむ閑人が西洋傳來の陳腐說を珍重して之を樂しむは自から一種の物數寄として差支なけれども或は地方の議會などにて廢娼の議を決して之を建議すれば其地方の理事者の見込次第にて忽ち之を實行するが如き從來その例に乏しからず我輩の竊に歎く所なり抑も娼妓の存廢は經世上の一問題にして一時の議論を以て定む可きものに非ず斯る醜業者の世に存するは社會の美事に非ずして其害も亦少なからざれば之を廢して差支なきものなれば勿論廢するの優れるに如かずと雖も凡そ社會の事物は其美醜利害の如何に論なく何れも必要に生じたるものにして偶然特發のものはあらず其必要の事情を一切不問に付して之を廢せんとするときは隨て起る所の影響は却て意想外のものなきを得ず娼妓の如きものに就て其事情を說くは我輩の快しとせざる所なれども今單に其醜を惡んで之を廢したりとせば其結果は如何なる可きやと云ふに衛生上に風俗上に忽ち非常の影響を見る可きは眼前の事にして苟も人事を解するものならんには其有樣を想像するに難からざる可し即ち古今東西の社會に於ても其醜を知り又その害を認めながら之を廢するの舉に出でざるは廢するの難きに非ず之を廢すれば更に醜害の一層甚だしきを見るに至るの恐あればなり論者の喋々する西洋諸國の中には或は表面上に之を禁じて公然の醜を蔽ふの例はあれども裡面の醜害に至りては我國の娼妓よりも甚だしきものあり而して故らに內部に立入りて之を咎むるものなく彼の廢娼の說の如きは偏屈なる學者が時として之を唱へ宣教師もしくは貴婦人の仲間などにて談ずるに過ぎずと云ふ我國に於ても封建の時代より此醜業を賤視して遊郭を目して惡所など唱へ苟も士君子たる者の近寄る可き場所に非ずと爲したれども是れは表面の說にして德川の政府を始め諸藩に於ても或は陰然これを保護したるの事實なきに非ず其保護の次第に就ては種々の意味もありしみとならんと雖も其中自から微意の存するものあるが如し世界各國いづれも事情を同ふする所にして存廢の議論は容易ならざる問題なるに然るに其存廢の實行を單に一地方一時の意見に任ずるとは思はざるの甚だしきものにして其結果の如何は茲に論ずるを要せず既往の實驗に徵して自から明白なる可し明治の初年に政府が一時の行掛りにて娼妓の解放を斷行したるものあり即ち廢娼論を實行したるも實際に何等の功能もなかりしのみか却て弊害の甚だしきを見て內實自然に舊に復したるは世人の記憶する所なる可し其他各府縣に於ても其地方に限りて特に妓樓の設を禁じたるの例は屢ばなれども每度その弊に堪へずして禁を解きたるもの多し或は一二の地方にては今に其實を行ふて妓樓を許さゞるものなきに非ずと雖も現に其地方の人の話に妓樓のなきが爲めに却て諸種の害を釀すみと多しとの嘆息は我輩の每度聞く所なり廢娼の實行容易ならずと云ふ可し然れども社會の文化次第に進歩するに隨ひ內部の事情は兎も角も表面の體裁を飾るは亦是れ人事の必要にして西洋諸國の慣行も然るのみならず事の實際に於ても娼妓の如き醜業者が社會の表面に出沒し公然人の耳目に觸れて憚からざるときは自然に人心を誘惑して害を及ぼすの恐もなきに非ざれば此邊は吳れ〳〵も注意して成る可く表面の沙汰を謹むみと肝要なる可し故に社會の體裁の爲めに云々との說なれば固より異論なしと雖も單に席上の理論を以て實際の存廢を議するのみならず然かも斯る大問題の決行を一地方一時の便宜論に一任すとありては何分にも輕忽の譏を免る可らず我輩の聊か一言して經世家の注意を望む所なり

雜報

○海關稅法(衆議院議案)

第一條 總て日本帝國へ外國より貨物を輸入する者は左に掲ぐる輸入稅目表に從ひ輸入稅を納む可し

(輸入稅目表別冊に在り)

第二條 輸入稅目表に掲ぐる所の稅率は其貨物の仕入元代價荷造費運搬費保險費及其他の諸費を合算したる價額を乘算して其稅を徵收す可きものとす

第三條 輸入貨物の申立價額不相當と認むるときは稅關は其價額の見積を立て課稅するみとを得輸入者若し稅關の見積に不服なるときは更に自ら納稅す可きも價額を申立又は前價を主張するみとを得稅關は此場合に於ては再申價額又は主張價額に於て課稅し又は更に課稅價額を評定し若し猶不服なれば再申又は主張價額に依て其貨物を買上ぐるみとを得買上の場合に於ては稅關は猶豫なく其代金を拂渡す可し且同時に其買上代に相當する輸入稅金を徵收す可し

第四條 此法律に掲げざる貨物を輸入する者あるときは大藏大臣は輸入稅目表に照準して稅率を定め其輸入稅を徵收す可し而して同時に其貨物の名稱及稅率を告示す可し

第五條 左に掲ぐる輸入貨物には其輸入稅を免す

(免稅貨物表別冊)

第六條 左に掲ぐる貨物は日本帝國に輸入するみとを禁す

(禁入品表別冊)

第七條 大藏大臣は帝國內の農作不稔にして饑饉の恐れありと認むるときは三十日以前に其旨を告示し穀類又は食品類中必要物の輸入稅微收を停止するみとを得

第八條 輸入貨物を元料として製造し又は加工して再び外國に輸出せんとする者は大藏大臣定むる所の規則に從ひ其輸入元料に對し納めたる輸入稅の還戻を受け又々保護製造場を設けて其輸入稅の免除を請ふみとを得

大藏大臣は詐僞を防禦し且正當ある免稅又は戾稅を便利ならしむる爲め其取扱規則を定む可し

第九條 將來日本帝國と條約國と相互の利益を增進せんが爲めに必要なるときは更に特別條約稅率を定むみとある可し

第十條 此法律は無條約國に對しては此法律發布の日より施行す其他は之に矛盾する條款の改正を待て施行す

第十一條 現行の輸出稅は此法律一般の施行を待て全廢す

右衆議院規則第八十六條に依り提出候也

明治二十五年五月十三日

提出者

神鞭知常 安部井磐根 三崎亀之助 鈴木昌司 河野廣中 外八十九名

賛成者

(別冊略)

○奈良縣會議員の撰擧 は去る九日各郡とも結了し三十五名の議員中再撰せしは僅か十名にて紛議のため解散に至らしめし島嶺兩派の讃議員は漸く九名を得たるまでにして他は皆中立議員なるが茲に奇とすべきは今回の新議員中には町村長十二名助役二名撰出されたりと云ふ

○特別委員長及理事 一昨日衆議院にて議長より報知せし特別委員長及理事は左の如し

出版法案特別審査委員長 末松謙澄
同理事 村松亀一郎
同理事 佐藤里治
鐵道買收法案特別審査委員長 箕浦勝人
同理事 伊藤大八
罹災地方租稅特別處分法案特別審査委員長 曾我部道夫
同理事 大野亀三郎

○撰擧法改正案の提出 自由黨の代議士加藤平四郎、山田東次、三崎亀之助、立川雲平、新井章吾、の五氏が發議者となり森隆介氏外三十八名の賛成者を得て一昨日衆議院議員撰擧法の改正案を提出せしが之を昨年の議會に新井章吾、天野三郎の兩氏が提出したる者に比するに多少條項の廢置組換等を爲したる所なきにはあらざれども其主要なる點に至りては唯議員任期の章に於て議會解散後の總撰擧に於て撰擧したる議員は滿四年の任期盡くるとも次の總撰擧期なる七月一日まで之を繼續するものとするの一項を加へたるのみにて他は毫も變更を加へざりし

○遞信省 にては今回議會に附したる小包郵便法の無事に通過すべきを豫想し昨今頻りに其實施上必要の準備に從事し居れりと

○由雄清水兩氏除名せらる 石川縣撰出の代議士由雄奥三平鳴根縣の撰出議員清水文二郎の兩氏は共に自由黨員なりしに昨日同黨より除名せられたるが其理由は十一日の議場に於て撰擧干涉の上奏案に反對せしが爲めなるよし

○當選無効訴訟の公判 は前回に續て去る十一日午前九時より大坂控訴院に開廷せり當日は原告代言人の要求せし證人の取調にして第一に高知縣會議長兼ね參事會員吉良順吉氏を出廷せしめ撰擧の際縣下不穩の模樣より縣知事に勸告せし事ありやを質せしに昨年末より本年首に掛けての休暇中知事が各郡長を會して屢々秘密會を開き警部長も亦各警察署長を會して秘密會議を開きたるは何等の事柄に關係せしやと雖も稍や其實跡を窺ふに足るものあり其後原告代言人は證人の取調を請ふみとを得たるに其存廢の實行を單に一地方一時の意見に任ずるとは思はざるの甚だしきものにして其結果の如何は茲に論ずるを要せず既往の實驗に徵して自から明白なる可し明治の初年に政府が一時の行掛りにて娼妓の解放を斷行したるものあり即ち廢娼論を實行したるも實際に何等の功能もなかりしのみか却て弊害の甚だしきを見て內實自然に舊に復したるは世人の記憶する所なる可し其他各府縣に於ても其地方に限りて特に妓樓の設を禁じたるの例は屢ばなれども每度その弊に堪へずして禁を解きたるもの多し或は一二の地方にては今に其實を行ふて妓樓を許さゞるものなきに非ずと雖も現に其地方の人の話に妓樓のなきが爲めに却て諸種の害を釀すみと多しとの嘆息は我輩の每度聞く所なり廢娼の實行容易ならずと云ふ可し然れども社會の文化次第に進歩するに隨ひ內部の事情は兎も角も表面の體裁を飾るは亦是れ人事の必要にして西洋諸國の慣行も然るのみならず事の實際に於ても娼妓の如き醜業者が社會の表面に出沒し公然人の耳目に觸れて憚からざるときは自然に人心を誘惑して害を及ぼすの恐もなきに非ざれば此邊は吳れ〳〵も注意して成る可く表面の沙汰を謹むみと肝要なる可し故に社會の體裁の爲めに云々との說なれば固より異論なしと雖も單に席上の理論を以て實際の存廢を議するのみならず然かも斯る大問題の決行を一地方一時の便宜論に一任すとありては何分にも輕忽の譏を免る可らず我輩の聊か一言して經世家の注意を望む所なり

第一條 總て日本帝國へ外國より貨物を輸入する者は左に掲ぐる輸入稅目表に從ひ輸入稅を納む可し

(輸入稅目表別冊に在り)

第二條 輸入稅目表に掲ぐる所の稅率は其貨物の仕入元代價荷造費運搬費保險費及其他の諸費を合算したる價額を乘算して其稅を徵收す可きものとす

第三條 輸入貨物の申立價額不相當と認むるときは稅關は其價額の見積を立て課稅するみとを得輸入者若し稅關の見積に不服なるときは更に自ら納稅す可きも價額を申立又は前價を主張するみとを得稅關は此場合に於ては再申價額又は主張價額に於て課稅し又は更に課稅價額を評定し若し猶不服なれば再申又は主張價額に依て其貨物を買上ぐるみとを得買上の場合に於ては稅關は猶豫なく其代金を拂渡す可し且同時に其買上代に相當する輸入稅金を徵收す可し

第四條 此法律に掲げざる貨物を輸入する者あるときは大藏大臣は輸入稅目表に照準して稅率を定め其輸入稅を徵收す可し而して同時に其貨物の名稱及稅率を告示す可し

第五條 左に掲ぐる輸入貨物には其輸入稅を免す

(免稅貨物表別冊)

第六條 左に掲ぐる貨物は日本帝國に輸入するみとを禁す

(禁入品表別冊)

第七條 大藏大臣は帝國內の農作不稔にして饑饉の恐れありと認むるときは三十日以前に其旨を告示し穀類又は食品類中必要物の輸入稅微收を停止するみとを得

第八條 輸入貨物を元料として製造し又は加工して再び外國に輸出せんとする者は大藏大臣定むる所の規則に從ひ其輸入元料に對し納めたる輸入稅の還戻を受け又々保護製造場を設けて其輸入稅の免除を請ふみとを得

大藏大臣は詐僞を防禦し且正當ある免稅又は戾稅を便利ならしむる爲め其取扱規則を定む可し

第九條 將來日本帝國と條約國と相互の利益を增進せんが爲めに必要なるときは更に特別條約稅率を定むみとある可し

第十條 此法律は無條約國に對しては此法律發布の日より施行す其他は之に矛盾する條款の改正を待て施行す

第十一條 現行の輸出稅は此法律一般の施行を待て全廢す

右衆議院規則第八十六條に依り提出候也

明治二十五年五月十三日

提出者

神鞭知常 安部井磐根 三崎亀之助 鈴木昌司 河野廣中 外八十九名

賛成者

開きたるは何等の事柄に關係せしやと雖も稍や其實跡を窺ふに足るものあり其後原告代言人は證人の取調を請ふみとを得

大藏大臣は詐僞を防禦し且正當ある免稅又は戾稅を便利ならしむる爲め其取扱規則を定む可し

第九條 將來日本帝國と條約國と相互の利益を增進せんが爲めに必要なるときは更に特別條約稅率を定むみとある可し

第十條 此法律は無條約國に對しては此法律發布の日より施行す其他は之に矛盾する條款の改正を待て施行す

第十一條 現行の輸出稅は此法律一般の施行を待て全廢す

右衆議院規則第八十六條に依り提出候也

明治二十五年五月十三日

提出者

神鞭知常 安部井磐根 三崎亀之助 鈴木昌司 河野廣中 外八十九名

賛成者

(別冊略)

○奈良縣會議員の撰擧 は去る九日各郡とも結了し三十五名の議員中再撰せしは僅か十名にて紛議のため解散に至らしめし島嶺兩派の讃議員は漸く九名を得たるまでにして他は皆中立議員なるが茲に奇とすべきは今回の新議員中には町村長十二名助役二名撰出されたりと云ふ

○特別委員長及理事 一昨日衆議院にて議長より報知せし特別委員長及理事は左の如し

出版法案特別審査委員長 末松謙澄
同理事 村松亀一郎
同理事 佐藤里治
鐵道買收法案特別審査委員長 箕浦勝人
同理事 伊藤大八
罹災地方租稅特別處分法案特別審査委員長 曾我部道夫
同理事 大野亀三郎

○撰擧法改正案の提出 自由黨の代議士加藤平四郎、山田東次、三崎亀之助、立川雲平、新井章吾、の五氏が發議者となり森隆介氏外三十八名の賛成者を得て一昨日衆議院議員撰擧法の改正案を提出せしが之を昨年の議會に新井章吾、天野三郎の兩氏が提出したる者に比するに多少條項の廢置組換等を爲したる所なきにはあらざれども其主要なる點に至りては唯議員任期の章に於て議會解散後の總撰擧に於て撰擧したる議員は滿四年の任期盡くるとも次の總撰擧期なる七月一日まで之を繼續するものとするの一項を加へたるのみにて他は毫も變更を加へざりし

○遞信省 にては今回議會に附したる小包郵便法の無事に通過すべきを豫想し昨今頻りに其實施上必要の準備に從事し居れりと

○由雄清水兩氏除名せらる 石川縣撰出の代議士由雄奥三平鳴根縣の撰出議員清水文二郎の兩氏は共に自由黨員なりしに昨日同黨より除名せられたるが其理由は十一日の議場に於て撰擧干涉の上奏案に反對せしが爲めなるよし

○當選無効訴訟の公判 は前回に續て去る十一日午前九時より大坂控訴院に開廷せり當日は原告代言人の要求せし證人の取調にして第一に高知縣會議長兼ね參事會員吉良順吉氏を出廷せしめ撰擧の際縣下不穩の模樣より縣知事に勸告せし事ありやを質せしに昨年末より本年首に掛けての休暇中知事が各郡長を會して屢々秘密會を開き警部長も亦各警察署長を會して秘密會議を

開きたるは何等の事柄に關係せしやと雖も稍や其實跡を窺ふに足るものあり其後原告代言人は證人の取調を請ふみとを得

大藏大臣は詐僞を防禦し且正當ある免稅又は戾稅を便利ならしむる爲め其取扱規則を定む可し

第九條 將來日本帝國と條約國と相互の利益を增進せんが爲めに必要なるときは更に特別條約稅率を定むみとある可し

第十條 此法律は無條約國に對しては此法律發布の日より施行す其他は之に矛盾する條款の改正を待て施行す

第十一條 現行の輸出稅は此法律一般の施行を待て全廢す

右衆議院規則第八十六條に依り提出候也

明治二十五年五月十三日

提出者

神鞭知常 安部井磐根 三崎亀之助 鈴木昌司 河野廣中 外八十九名

賛成者

(別冊略)

○奈良縣會議員の撰擧 は去る九日各郡とも結了し三十五名の議員中再撰せしは僅か十名にて紛議のため解散に至らしめし島嶺兩派の讃議員は漸く九名を得たるまでにして他は皆中立議員なるが茲に奇とすべきは今回の新議員中には町村長十二名助役二名撰出されたりと云ふ

○特別委員長及理事 一昨日衆議院にて議長より報知せし特別委員長及理事は左の如し

出版法案特別審査委員長 末松謙澄
同理事 村松亀一郎
同理事 佐藤里治
鐵道買收法案特別審査委員長 箕浦勝人
同理事 伊藤大八
罹災地方租稅特別處分法案特別審査委員長 曾我部道夫
同理事 大野亀三郎

○撰擧法改正案の提出 自由黨の代議士加藤平四郎、山田東次、三崎亀之助、立川雲平、新井章吾、の五氏が發議者となり森隆介氏外三十八名の賛成者を得て一昨日衆議院議員撰擧法の改正案を提出せしが之を昨年の議會に新井章吾、天野三郎の兩氏が提出したる者に比するに多少條項の廢置組換等を爲したる所なきにはあらざれども其主要なる點に至りては唯議員任期の章に於て議會解散後の總撰擧に於て撰擧したる議員は滿四年の任期盡くるとも次の總撰擧期なる七月一日まで之を繼續するものとするの一項を加へたるのみにて他は毫も變更を加へざりし

○遞信省 にては今回議會に附したる小包郵便法の無事に通過すべきを豫想し昨今頻りに其實施上必要の準備に從事し居れりと

○由雄清水兩氏除名せらる 石川縣撰出の代議士由雄奥三平鳴根縣の撰出議員清水文二郎の兩氏は共に自由黨員なりしに昨日同黨より除名せられたるが其理由は十一日の議場に於て撰擧干涉の上奏案に反對せしが爲めなるよし

○當選無効訴訟の公判 は前回に續て去る十一日午前九時より大坂控訴院に開廷せり當日は原告代言人の要求せし證人の取調にして第一に高知縣會議長兼ね參事會員吉良順吉氏を出廷せしめ撰擧の際縣下不穩の模樣より縣知事に勸告せし事ありやを質せしに昨年末より本年首に掛けての休暇中知事が各郡長を會して屢々秘密會を開き警部長も亦各警察署長を會して秘密會議を